

委託納付の手續等について

蔵関第 271 号
平成 9 年 3 月 31 日
改正 財関第 253 号
平成 14 年 3 月 31 日
改正 財関第 515 号
平成 31 年 4 月 18 日
改正 財関第 1120 号
令和 2 年 12 月 28 日

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の 72 条の 107 に規定する委託納付の手續及び同法第 72 条の 112 に規定する都道府県知事に対する報告について、下記のとおり定めたので、了知ありたい。

記

第 1 還付金等の委託納付について

地方税法第 72 条の 107 第 2 項及び第 3 項に規定する委託納付の手續は、次による。

1 委託納付しようとするときは、次により委託納付の決議を行う。

消費税及び地方消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者に納付すべき国税がある場合又は国税に係る還付金等を受けるべき前に納付すべき消費税及び地方消費税がある場合において、当該還付を受けるべき金額を委託納付する旨の書面が提出されたとき又は税関長が必要と認めたときは、別紙 1 の委託納付決議書により委託納付の決議を行う。

2 委託納付の決議が行われた場合には、国税資金支払命令官は支払の決定をした後、納付の委託を受けた税関長（署所長を含む。以下同じ。）に小切手を交付して還付金等の支払を行う。

3 国税資金支払命令官から小切手の交付を受けた税関長は、当該小切手に納付書を添えて国税収納官吏に納付する。

4 税関長から納付を受けた国税収納官吏は、これを日本銀行に払い込む。

第 2 各都道府県への報告について

地方税法第 72 条の 112 第 1 項に規定する都道府県知事に対する報告は、次によることとする。

1 報告様式

別紙 2 のとおりとする。

2 報告期限

前年度分（整理期限を含む。）を毎年 8 月末までに報告する。

3 報告書の提出先

課税等の実績のある都道府県の知事

なお、報告書の写しを関税局業務課にも送付されたい。